

OWNER'S LIFE

発行: エヌピー通信社 電話: 03-3971-0111 (代表) 日本新聞協会 / 日本記者クラブ / 国税庁記者クラブ / 国会記者会 会員社

オーナーズライフ ドクターズエディション

おかげさまで
70th
since 1948
エヌピー通信社

www.owners-life.com

DOCTOR'S EDITION

vol. **47**

2018 October



ドクターもご用心！ 強まる国外財産への監視

広がる金持ち包囲網

これまで国際課税は、いわゆる「超富裕層」に狙いを定めたものと言われてきたが、今後、国税当局の監視強化が進むことで、海外資産の把握対象が一般の資産家まで広がる公算が強まっている。世間を賑わせたパナマ文書やパラダイス文書に記されていたのはスーパーリッチ層であるものの、**国税当局の目はそこにとどまっていらない。海外資産への監視強化は、もはや他人事ではない。**

2年前に公表された国税庁の国際戦略トータルプランでは、一定額以上の資産を持つ超富裕層の監視を強化する方針が明確に打ち出されている。当局はトータルプランの公表以降、着々と調査マンパワーの充実を図り、国際的租税回避の取り締まりを強固なものにしている。国際課税の司令塔として国税庁国際課税企画官が新設され、当局の専門チーム(重点管理富裕層PT)が増員されたほか、税務署の専門官も増えている。コスト減のために国家公務員の削減を求める声もあるなかで、人員増を図る当局からはその力の入れよう

がうかがえる。人員が増えることでより海外資産への監視に力を入れられるようになれば、重点管理富裕層PTが調査対象にしている超富裕層の基準が引き下げられることも考えられ、将来的には一層多くの人が監視対象になることが予想される。

当局はマンパワーに加えて情報資源の充実を図っている。現在、外国への送受金が100万円を超えるときは、国外送金等調書制度により金融機関から税務署に情報が流れるこ

とになっている。また海外に5千万円を超える財産がある人は毎年税務署にその旨を届け出なければならぬ。海外財産調査制度が存在する。なお昨年は9102件の国外財産調査書が提出されているが、調査の提出義務者の全体を把握できているわけではなく、当局では「氷山の一角」と見ている。さらに今年9月までに、海外の金融口座の残高情報や多国籍企業のグループ情報を他国と交換する制度がスタートする。

国際戦略トータルプランに基づく調査事例をみると、さまざまな情報資源を利用して海外資産を把握していることが分かる。ある相続税調査では、申告書には記されていない外国の株式を相続人が受け継いだことを、他国との自動的情報交換資料によって税務署が把握。さらにその株式の配当所得を申告していなかったことも外国の当局から受け取った資料で明らかに

なり、納税者は加算税を課税されている。海外の情報も想像以上に把握されていると考え

が良い。

海外資産への監視強化の傾向は数

年前から表れている。相続税調査でみると海外資産がある人への平成28年度の調査は917件で、24年度から4年連続で増加。相続税調査全体のうち問題が指摘されたのは82%だが、海外資産を持つ人への調査で問題が指摘される割合は12・8%にまで下がる。通常の相続税調査は高い確率で問題を指摘できると判断した段階で調査に入る一方、海外財産を持っている人には手当たり次第に調査を行っている可能性が浮かび上がってくる。

国際戦略トータルプランで定められた方針に基づき、今後ますます税務調査で富裕層が狙われることになることは間違いない。海外資産への監視が加速度的に強化された中、合法的な節税策でも、海外の財産や所得に関するスキームは当局に疑いの目で見られるおそれがある。

富裕層個人だけではなく、その関係者や関連法人も「管理対象者グループ」として徹底的に調べ上げる方針であることがトータルプランに記載されていることも注意したい。富裕層への包囲網は思いのほか広く、自分だけではなく身近な人にも損害を被らせるおそれがあるというわけだ。当局の視線が厳しくな

るなか、痛くもない腹を探られないように、税理士に相談しながら資産対策を講じるようにしたい。

エヌピー通信社「オーナーズライフ」と日経電子版連動掲載特集です。

2018
秋の新築分譲マンション・戸建て
セレクション特集

<http://ps.nikkei.co.jp/map1809/>

OWNER'S LIFE
特集

民法改正 2年以内に施行 大きく変わる相続ルール スムーズな事業承継が可能に

民法の相続分野の規定（相続法）が約40年ぶりに大きく変わる。亡くなった人（被相続人）の遺産分割で、相続人の一人である配偶者が遺産分割後も自宅に住み続けることができる「配偶者居住権」を新設するとともに、婚姻期間が長期間の場合に配偶者が生前贈与や遺言で譲り受けた住居（土地・建物）は原則として遺産分割の計算対象外となっている。これに加えて、事業承継の障害になっていた遺留分制度の見直し

生活安定のための「配偶者居住権」が

今回新設されることになった「配偶者居住権」は、残された高齢の配偶者への保護に重きを置き、自宅の権利を「所有権」と「居住権」に分けることで、所有権が別の相続人のものとなったとしても配偶者が住み続けることができるようにするもの。原則として亡くなるまで行使でき、

譲渡や売買はできない。居住権の評価額は平均余命などを基に算出され、一般に配偶者が高齢であるほど低くなり、所有権よりも安くなるように設定される。

現行では、遺言がなく配偶者と子どもで遺産を分けると、配偶者の取り分は2分の1となる。相続人が妻と子ども1人、遺産が評価額3000万円の住居と3000万円の預貯金であれば、妻と子で2分の1ずつなので、取り分は双方3000万円。妻が今の住居に住むための所有権を得ると、預貯金を相続できず、老後の生活に不安が残る。逆に預貯金を相続すると家を失うことになる。新制度では配偶者居住権を1500万円、家の所有権を1500万円で設定すれば、

結婚20年以上で遺産分割から除外

妻の取り分は実質的に増えると思われる。生活の安定につながる。意識されている。

相続法制の改正では、婚姻期間が20年以上の夫婦であれば、配偶者が生前贈与や遺言で譲り受けた自宅や居住用土地は原則として遺産分割の対象から外すことができることも盛り込まれた。

生前贈与という行為をしたことを考えれば、妻に老後を安心して生活してほしいという夫の願いがあることを考慮し、新たな制度では住居は遺産分割の対象外となった。そこで婚姻期間が20年以上であれば、配偶者が生前贈与などで得た住居は「遺産とみなさない」という意思表示があつたと推定する規定を民法に加えることになった。こうすることで、遺産分割のために住み慣れた家を売却せざるをえないケースが減ることが考慮された。新たな制度では、先のケースだと遺産は預貯金3000万円だけになり、妻は3千万円の家に加え、現金1500万円を相続でき、子どもの取り分は1500万円になる。一方で、法律婚でない同性婚や事実婚は法の適用から外されたままとなっている。

配偶者以外にも優遇策が講じられている。相続人以外でも介護をした人など被相続人に貢献した人がいても現行では相続人でなければ遺言がない限り、遺産が分配されることはない。改正案では、相続権のない6親等

以内の血族と3親等以内の配偶者が介護などに尽力していれば、相続人に金銭を請求できる制度が盛り込まれた。義父を介護してきた「息子の妻」などが請求できるようになる。ただし、事実婚や内縁など、戸籍上の親族でない人は従来通り請求できない。

家庭裁判所が記載内容を確認した2017年の「自筆証書遺言」の件数は10年前の07年と比べ1.3倍に増えている。「終活」への関心の高まりや自分の死後のトラブルを避けるため、自筆遺言証書を書き残す人が増えているとみられる。だが、この自筆遺言証書が原因で相続が「争族」になってしまいうケースが多々ある。遺言書の存在が相続から何年も経過した後



に発見されて遺産分割協議

遺言や遺留分のトラブル防止策も

人の預貯金から引き出しやすくする「仮払制度」が新設される。現在は、遺産分割協議が成立するまで原則として銀行などの金融機関は被相続人の遺産の払戻しや名義変更に応じることがない。これによって、生活費の確保が十分でなかったり、葬儀費の支払いに支障を来したりするケースが起きている。

また、家庭裁判所で相続人が立ち会って内容を確認する「検認」が終わらなければ遺言の執行ができなかったが、自筆証書遺言を法務局に預けた場合は、「検認」の手続きがいらなくなった。

さらに、自筆証書遺言が「全文を自書する」ことが成立要件とされているため、誤字などによるトラブルも起きていたことから財産の一覧を示す「財産目録」はパソコンでの作成が可能となる。

中小企業の事業承継では遺留分制度が大きな障害になることがある。相続人が複数いる場合、自社株式を後継者に集中させようとすると、他の相続人の遺留分を侵害してしまい、結果として自社株式を相続人の間で分散保有せざるを得なくなるという問題が指摘されている。現行は遺留分の基礎財産に含める贈与の期間制限はない。共同相続人への贈与などはただけ昔のものでも持戻しの対象としているが、改正案は、相続開始前の10年間の贈与に限定することになった。早期に自社株式を後継者に贈与して10年を経過すれば、遺留分の問題は生じない。事業承継税制の拡充もあり、自社株贈与の早期移転がより可能になりそう。なお、これらの改正は2年以内に施行される。

電子カルテ **レセコン** のデータを経営に活かす



電子カルテが生まれて約20年が経ち、診療所の普及率も4割に達しようとしています。新規に開業する医師は必ず電子カルテを導入し、既存に開業している先生でも電子カルテにいずれはする必要があると考える時代になりました。

ところで、電子カルテは何のために導入するのでしょうか。この質問にはっきりと答えられる医師は少ない気がします。レセコンであれば、請求事務の効率化のためとすぐに出てきますが、なぜか電子カルテは解

日々の診療の中で**電子カルテに蓄積されたデータは、宝の山であることは、誰の目にも明らかでしょう。**
しかし、そのデータを診療所が活用できているかと言えば、その点は疑問です。
今回は電子カルテに蓄積されたデータの活用について解説します。

答が出てきません。わたしは、電子カルテは診療データを蓄積し、経営に活かすためと考えます。

診療所の経営上、電子カルテに求められている機能は、①診療内容を適切に請求につなげる②患者情報を適切に管理し活用する③経営に必要なデータを見える化する、というものではないでしょうか。

診療を適切に請求につなげる

従来、「紙カルテとレセコン」は、

医師がカルテに記載した内容を、専門の医療事務員が診療報酬点数表にもとづき、レセコンに入力し、適切なレセプト（診療報酬明細書）を作成してきました。したがって、診療報酬ロジックを理解した医療事務員が重要な役割を担っていました。

一方、電子カルテでは、医師自らが電子カルテに記事（診療内容）とコスト

患者情報の管理・活用

（診療報酬点数）を入力することで、自動的に適切なレセプトを作成することが第一の目的です。そのため、ベテランの医療事務員がいなくても、適切なレセプトが作成できるよう、レセプトチェック機能を搭載することが求められています。言い換えれば、電子カルテのチェック機能が不十分であれば、医療事務員に引き続き依存せざるを得ず、電子カルテの機能としては不十分であることが分かるでしょう。

最近の傾向では、せつかくの人的資産を有効活用するために、受付の医療事務員を診察室にコンパートして、クラークとして医師の隣に座ることで、診療を適切に請求につなげる仕組みを構築することが出てきました。レセプトの請求事務について、地域性がいまだ存在するため、完全にコンピュータに置き換えることができないため、いまのところ有効な人材活用であると注目が集まっています。

経営データの見える化

診療所を運営していく上で、「患者数」や「患者一人当たり単価」「診療行為別点数」などは、時系列に蓄積し、リアルタイムに分析できて初めて意味のある情報です。それを何か月も遅れて、分析しているようでは、問題点を的確に把握することは難しいでしょう。

立地さえよければ、患者さんが自然に集まり、なんとなく経営ができていた時代は、競合の診療所がまだ少なく、診療報酬改定率が右肩上がりの時代の話です。バブル崩壊以降の長引くデフレ経済下にある我が国の診療所にとっては、はるか昔の話なのです。

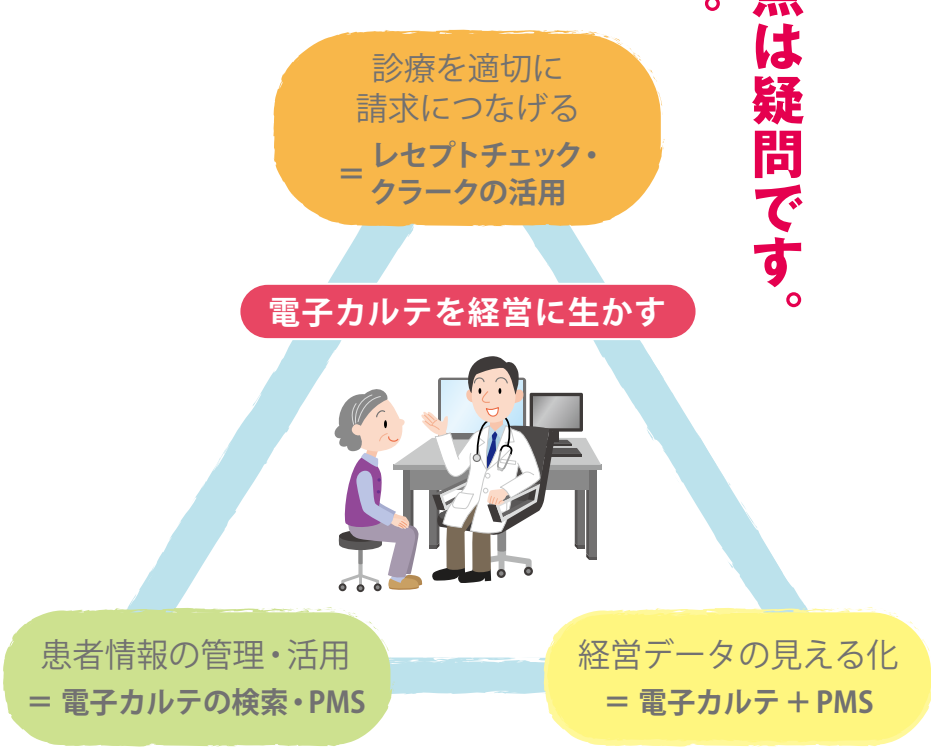
現在、診療所同士の競争も激化

し、改定率も上がりませんので、診療所経営において、現状をリアルタイムに把握し、逐次対策を打つこととは、診療所経営において大切な戦術となっています。先に挙げた、電子カルテとPMSを利用することで、リアルタイムで情報を得ることが可能です。毎日、携帯電話にその日の経営通信簿が送られてくるシステムも存在します。昨年の同時期に比べた変化を理解することで、経営リソースである、ヒト、モノ、カネの情報をも適切に入手・配分することが可能になるのです。



MICTコンサルティング(株) 代表取締役 大西大輔

2001年一橋大学大学院MBAコース卒業後、医療経営コンサルティングファーム「日本経営グループ」入社。医療IT機器の展示場「メディプラザ」を設立。東京、大阪、福岡の3拠点を管理する統括マネージャーを経て、2016年にコンサルタントとして独立し、「MICTコンサルティング」を設立。過去2000件を超える医療機関へのシステム導入の実績から、医師会、保険医協会などの医療系の公的団体を中心に講演活動および執筆活動を行っている。



TOSHIBA

医療の現場に最良の提案を

もっと安全性の高いエレベーターを

施設内で移動手段に重要な役割をもつエレベーター。経年劣化による急な故障・停止は利用者にとって大きな負担となります。東芝エレベータは、設備の設置、リニューアルだけでなく、保守・メンテナンス、管理まで、トータルな視野でサポート。患者に負荷が少なく、医療従事者にとって使いやすいソリューションを共に考え、医療現場に必要な安心・安全・快適なエレベーターのあり方を提案しています。

お問い合わせは TEL:044-331-7100

品質を守る。価値を守る。

東芝エレベータ株式会社

神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34

東芝エレベータ

検索